

平成30年 第2回 茨木市障害者差別解消支援協議会

開催日時	平成30年11月7日（水）午後2時00分～午後3時29分
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 グループワーク（意見交換） “共に生きるまち”の姿とは？～それぞれの立場から～</li> <li>3 あっせん要領（案）について（協議事項）</li> <li>4 その他             <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）「障害者差別解消に係る相談対応研修について（報告事項）」</li> <li>（2）関係機関より情報提供</li> <li>（3）今後の予定、連絡事項など</li> </ol> </li> <li>5 閉会</li> </ol>
資料	<p>会議次第 会場配置図 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例に規定するあっせん等に関する要領（案） 当日資料 グループワークの進め方 グループ分け 新聞資料</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
会長	<p>1 開会</p> <p>それでは、皆様、これから第2回目の会議を始めさせていただきたいと思 います。今回はご案内のように午後2時から3時半という予定で議事を進め させていただきたいと思 います。途中グループワークという新しい協議の仕 方が事務局から提案されております。第1回と同じように議事の進行にご協 力をよろしくお願 いしたいと思 います。</p> <p>それでは会議次第をご覧ください。事務局から何点か報告をお願 いしたい と思 います。</p>
事務局	<p>本日は、協議会委員15人中13人の出席をいただいております。半数以 上の出席でありますので、本協議会規則第5条第3項により会議は成立いた しております。また、傍聴の方は5人いらっしゃいます。</p>
会長	<p>以上でよろしいですか。今回も議事録を事務局で作成していただくとい うこと ですね。議事録ではグループワークの中身についてはどのように取り扱 われますか。</p>
事務局	<p>今からグループワークを行っていきますが、最初にそれぞれのグループで お話をされて、その後各グループから発表していただくと思 っています。 それぞれのグループで討議をされている内容については議事録をホームペ ージで公開というのは予定しておりません。ただグループでお話されてその 後グループから発表していただく、その発表については議事録をホームペ ージ上で公開ということで予定しております。</p>
会長	<p>わかりました。技術的なこともあって先ほどのような議事録の取り扱いを していただくということであるよう です。特に今日の進め方等についてご意 見はないでしょうか。よろしいですか。</p>

事務局	<p>ではグループワークに入っていきたいと思いますが、事務局から何か具体的なお提案があるのでしょうか。</p> <p>皆様には「グループワークの進め方」という資料をお配りさせていただいています。こちらに沿って簡単に説明させていただきます。</p> <p>今、委員の皆様及び事務局の皆様にはA、B、Cの三つのグループに分かれてお座りいただいております。この三つのグループに分かれて“共に生きるまちの姿とは”というテーマでこれから話し合いをしていただきます。その進め方ですが、約1時間と限られた時間になっておりますので、項目毎に少しずつ時間を区切って進めていければと思っています。</p> <p>まずは1として先に自己紹介と最後の発表者を決めるということをしていただきます。委員の皆様については、それぞれお名前とご所属などとともに簡単に自己紹介していただきまして、皆さんの自己紹介が終わりましたら、各グループの代表として最後に話し合いのまとめを全体に報告していただく方をお1人決めていただくことになります。</p> <p>その後グループワークの中身に入っていくのですが、テーマにもあります、“共に生きるまち”というもののイメージ、“共に生きるまち”とはこんなまちではないかというところをグループの中で意見を出していただければと思います。ここに例として「段差のないまち」であったり、「みんなが挨拶するまち」と書かせていただいておりますが、一言二言でこんなまちというような意見をたくさん出していただければ、と思っております。</p> <p>その後時間を区切りまして、皆様から出たこんなまちというイメージを実現させていくには何が必要なのかということ、イメージを実現するための手段、方法を、これがあったらこんなまちになるということ、さらに意見を深めていただくという段階を設けております。その後に、ある程度の時間がきましたら皆様がお話しいただいた中で、このグループとしてはこの内容を全体に報告しようということを選んでください。最後に、最初に決めた発表される方がグループの意見として発表していただくということになります。3グループの発表が終わりましたら、会長から全体のまとめがいただければと思っていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは始めてください。</p> <p style="text-align: center;">(グループ会議開始)</p> <p style="text-align: center;">(グループ会議終了)</p>
-----	--

事務局	<p>それでは皆さん、お時間となりましたのでA班、B班、C班の順で発表していただきます。</p>
委員	<p>A班です。話し合った内容ですけれども、一つ目の“共に生きるまち”のイメージですが、大きくは三つぐらいで、まず「困っている方に気付けるまち」そんな雰囲気のマチがいいよねということ、もう一つは「誰もが排除されない」、お店に入っても誰でも同じように買い物ができる、つまり誰もが排除されない、そんなマチがいいですよという話と、最後に障害を理解してくださいという情報を発信していきながらも、地域の人たちも一生懸命生きているということをごち側も受けとめていくというような「相互理解」、お互いを理解し合って誰もが受け入れられる、認め合える、そんなまちづくりというのをしていきたいということでした。二つ目のそれを実現するためにということでは、当事者がどんどん情報を発信していくことは大事ですが、なかなか情報発信をしていっても、受け手側の事情もありますので、地道にいろんな場面でいろんな情報を提供していく。そのためにも「相互理解」を積み上げていくことが大切で、発信する側も理解しながら地道に時間をかけて伝えていくことが大事なのではないかということでもとめました。以上です。</p> <p style="text-align: center;">(拍手)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。では、続きましてB班の報告をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>B班です。私たちのグループでは、いろんなまちの姿が出まして、話していたのが基本的には「理解し合える」つまり、わかり合える、通じ合えるところのまちということです。実現のためにというのでは二つあります。よい事例報告をもっと出してほしい、もっとこんなことがあって助かったよ、こんなことで喜べたよというような事例を報告してほしい。そのためには、いろいろな方法があるのだらうと思いますが、例えば市で作文を応募してもらって発表したらどうですかとかありました。そしてもう一つ、よい事例報告とともにどうしてそういうことになっているのだらうという背景を知ってもらいたい。知識を持ってもらいたい、理解してもらいたいという啓蒙活動がどうしても必要になると思います。ですからポジティブなよい面の情報発信をするとともに、今はこういうことになっている、悪いことになっている</p>

事務局	<p>といったことも大切です。その悪いことがいっぱい出てきている背景を理解する、そしてそれを理解した上での啓蒙活動を行っていきたい。そうすればもう少し今よりも、共にわかり合える、共に楽しく理解し合えるまちになるんじゃないかと思いました。以上です。</p> <p style="text-align: center;">(拍手)</p> <p>ありがとうございます。最後の班でC班から報告をお願いしたいと思えます。</p>
委員	<p>C班の発表をさせていただきます。時間も限られていて、どれをとということでは絞らずに、挙がった意見を全部発表させていただきます。まず、共にいきまのイメージとしては、「気遣ってくれるようなまち」とか、「当事者だけでなく家族や介護者にも支援が必要だ」ということの意味があることですか、かなり具体的な、店が2階にあたり間口が狭い、歩道の段差があるとかの「物理的に邪魔なものを何とかできたらいい」とか、「いろんな人が来られる社交場のようなものがあたらいい」とか、「自転車のマナーを守ってほしい」とか、「いろんな人がいることを理解してほしい」「いろんな人に対して大きく構える優しさを持つ人がたくさんいてほしい」「相手の立場になって考えるというようなことが大事なんじゃないか」など、たくさんイメージが出てきました。</p> <p>これらを実現するためには誰が、何について不便だということを感じるかということ率直に言える環境があればいいんじゃないかというので、ちょっと古いんですけど目安箱みたいなものとか、今の時代で考えたらツイッターとか。ただやっていない人をどうするか…といった意見が出てきました。何かしらの方法で率直に言える環境というものをつくっていくことが“共に生きるまち”を実現するために必要なんじゃないかということです。それとITに頼り過ぎず、アナログな場、タウンミーティングとかイベントとか顔の見える関係で話し合いをする場というものが実現のために有用なんじゃないか。それから相手の立場に立って考えるようにすること、こんなふうにしてもらってよかった、こうしてほしいという、先ほどのよい事例というところもそうなんですけど、うれしかったことの声拾えたらいいんじゃないかとか、いろんな場所で人と人が歩み寄れるような環境をつくるとか、いろんな事例を見ていくということが大事じゃないか。それから個々の考えを変えていかないといい町にならないんじゃないかという意見ですとか、当事</p>

事務局	<p>者の本音を話せることが大事だとか、そういうことが“共に生きるまち”のイメージを実現するために必要なことではないかというようなことを話し合いました。以上です。</p> <p>(拍手)</p> <p>ありがとうございます。以上、3グループのほうから発表いただきまして、本当に短い時間ではありましたが、それぞれ委員の皆様から活発なご意見がいただけたのかなと思っています。またこの内容、一部発表していただいたものについては公開されますけれども、多くの方に見ていただければと思っています。最後に会長から今日のグループワークの総括をいただければお願いします。</p>
会長	<p>総括という大それたことはできないように思いますが、それぞれのグループの中で相互理解と言いますか理解し合うということがいずれも強調されていたと思います。これはとても大事なことだと思いますけれども、理解するということが一件落着にならないようにというのは合わせて大事なことかと思っています。「相互理解」は、「伝えた」「わかった」とそこでゴールになるのではなく、その過程を継続していくことが要ると思います。これについてはそんな気の長い話と言われるかもしれませんが、例えば同じ障害であったとしてもそれぞれご事情が違うということが当然あるわけで、これにて一件落着はないのではないかと、このをつけ加えて「相互理解」を大事にしていきたいと、私自身は協議会の役割としてそのように思いました。</p> <p>それからもう一つですけれども、この協議会の任務に関わってということだろうと思うんですけれども、現在の法律が民間事業者に対しては努力規定という枠組みになっています。これは一方では非常に生ぬるいのではないかとといった意見もあるわけです。同時に罰則や強制力で物事を解決するのではなくて相互に理解しながら、自分たち同士で目を背けないで考え続けていくという、いわば自分たちの力で自分たちを「律する」とでも言うのでしょうか、そういうことを茨木市は恐らくご自分の課題として、茨木市の課題として引き受けられたんだろうなと思いますので、ぜひ拙いけれども、自分たちの言葉であっせんについても進めていくということを大事にしていく必要があると思いました。これは全くまとめでも総括でもございませんで、私の個人的な感想ということで申し述べたいと思います。</p> <p>ということで、次の議題に移っていききたいと思います。事務局の方、よろ</p>

事務局	<p>しくお願いできますでしょうか。</p> <p>では続きましてお手元の、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例に規定するあっせん等に関する要領（案）」についてです。</p> <p>今、会長からお話がありましたとおり、相談を受けて市でも対応をしていくのですが、なかなか解決がつかない場合にこの協議会であっせんしていくという仕組みがあつて、これが来年の8月からスタートするに当たって、前回の会議から少しずつ確認させていただいているところです。前の会議では既に条例や規則に定められているあっせんの流れについて確認いただきました。</p> <p>そして、この要領案ですけれども、相手方となる事業者がもし広く茨木市以外でも活動しているような場合などは、大阪府とやりとりをしながら進めていくことが考えられます。そのため大阪府の要領を参考に作成しています。やはり行政文書ですので、かなりわかりにくいものになっています。その下に四角で囲んで要約という形で載せています。ここでは中身についてお考えをいただきたいと思いますので、要約のほうでご説明させていただきます。</p> <p>第1、目的です。8月の会議でも確認しましたとおり、あっせんなどについて条例や規則には書いていないことを決めます。ここで言うあっせんは、仮に、申し立てた人と申し立てられた人の中に入って両者の間がうまくいくように取り持つこととさせていただきます。</p> <p>続きまして第2、あっせんの申し立てです。あっせんの申し立てをするときは、あっせん申立書を提出します。これら全ての提出書類につきましては次の会議でお示しします。</p> <p>第3、部会です。会長が指名した委員5人であっせんなどの部会の会議を行います。</p> <p>第4、手続の非公開です。部会での手続は外部に公開しません。</p> <p>次に第5です。市長があっせんを行うかどうかについて協議会にアドバイスを求めたとき、次の場合はあっせんを行いません。（1）ア、裁判中か既に裁判で判決が出ている。イ、以前に同じ申し立てをしている。（2）あっせんの申立ての内容が損害賠償を求めている。（3）その他会長が行うべきではないと判断した場合です。つまり、ほかの法律で解決するような手だてがない場合などにはあっせんをしていく、という取り決めを、大阪府と同様</p>
-----	---

<p>会長</p>	<p>にしております。</p> <p>第6、あっせんの開始等。1、市長があっせんを行うかどうかを決めたときは、あっせん開始通知書を送って知らせます。2、申立てられた人へもあっせん開始通知書を送って知らせます。</p> <p>第7、あっせん案の提示。あっせん案を示すことについてです。1、あっせん案の決定・提示は部会が行い、後で協議会に報告します。2、あっせん案は文書で申立てた人と申立てられた人へ知らせます。</p> <p>第8、あっせん合意書の送付。あっせん案の内容に、申立てた人、申立てられた人の両方が納得したら、文書で知らせます。</p> <p>第9、あっせんの終了。1、相談が解決したときや申立てた人と申し立てられた人との意見が合わないためあっせんの手続が進められないときは、あっせんに終了します。2、あっせんが終了したときは、申立てた人にあっせん終了通知書を送ります。</p> <p>第10、あっせん申し立ての取り下げ。1、あっせんの申し立てはいつでも取り下げることができます。一部分だけを取り下げることができます。2、あっせんの申し立てを取り下げるときは、あっせん申し立て取下げ書を提出します。3、取下げ書の提出があったときは申立てられた人に文書で知らせます。</p> <p>第11、勧告です。勧告は相手にあっせん案を受け入れるように勧めることというふうに考えています。1、市長は勧告をしようとするときは、相手にあらかじめ文書で知らせます。2、勧告は勧告書を送って知らせます。</p> <p>次、公表についてです。市長は公表しようとするときは、相手にあらかじめ文書で知らせます。勧告や公表につきましては協議会の役割ではないのですけれども、流れとして要領に入れるほうがわかりやすいと思っております。また、全体的なことですが、こうして手順を決めましても、実際に取り組んでいくと、変えたほうがいいところも恐らく出てくると思われまます。その場合、その都度話し合いをしながら、より適したものに協議の上、変えていければと考えております。説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。今、事務局からあっせん等に関する要領案についてご説明いただきましたけれども、市役所の文章ですのでほとんど手続だけが書いてあるということになる、非常に理解しにくいところもたくさんある文章ではないかなと思うんですけれども、この際に皆さんからご質問があればお受けしたいと思いますので、いかがでしょうか。</p>
-----------	--



委員	質問いたします。文章というのは、提出する物も送られてくる物も、点字で提出し点字で返ってくることは含まれているわけですよね。
会長	書類の形態についてのご質問ですね。
委員	ええ。それから手話で申立てることはできないのか。すなわち言語であることを認めているなら、手話は文字ではないので手話そのものでの申立てはできないのかという問題です。
会長	その2点でよろしいですか。ほかにご質問があればまとめて出させていただきます。
委員	根本的なことを聞くのですが、この民間に対するあっせんという話なのですが、障害がある方が行政に対して申立てをしたいという場合の手続はどのようなのでしょうか。
会長	つまり、障害のある方が行政とか市役所に対して申立てをすることができるのか、そういうことですね。
委員	はい。
会長	これは大事なことですね。 ほかになれば、今日これで決まりということではないので、お二方、3点の質問について事務局からご説明いただけますか。
事務局	申立てられる方の障害に応じまして点字資料でありますとか手話でありますとか、いろいろな形で申立てをしていただければと思いますし、その前の相談につきましてもいろいろな方法で相談していただけたらと考えております。文章だけということでは決してありません。書面で難しい人については聞き取ったり、手話であったりという対応をしていくということは、今手元にはないのですが、条例でもそのような場合について触れております。 また、行政に対しての申し立てですけれども、差別解消法には地方公共団

	<p>体等は職員対応要領というものをつくるように努めるとする文があり、茨木市にも職員対応要領がございます。ですので、職員対応要領にのっとり、事業者を相手方とする場合とはまた違う相談の窓口であったり相談の受け方であったりはします。但し、特定の窓口でないと相談を受けられないということでもありません。どこでも行政に対する相談を受け付けます。行政につきましても、規律に関わり、処分につながる場合もあることから、そちらの要領で対応していくと茨木市では決めております。以上です。</p>
会長	<p>今のご説明ですと、要するに行政に対しての申し立て、行政を想定した申し立てはこの協議会によるあっせんの対象にはならないということですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>わかりました。とりあえず事務局の見解はそういうことで、よろしいでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
委員	<p>聞き取り作業とかはないんですか。いきなりあっせんって障害者の人はわからないと思います。市役所の人たちがいろいろな事業所に行って聞き取り作業みたいな。定期的にやって問題点を吸い上げてあっせんにつなげるみたいな。それがないと。</p>
会長	<p>当事者の方の申請をスタートにしないで市役所が、ということですね。</p>
委員	<p>そうです。聞き取りで。市役所から事業所、いろいろなところへ行って問題点を探る、質問とかして。これは重大だというのがあったら上げるとか。そうしないと場合によっては障害者だけでは無理だと思います。泣き寝入りみたいになるかと。言う勇気もないと思うんです。</p>
会長	<p>今のご質問についていかがですか。</p>
事務局	<p>今、例えば事業所などに訪問に行って聞き取りをするということはしてい</p>

	<p>ないんですが、障害がある人を支援する人でありますとか、違う相談を受けましても、ご本人は気づいてなくても、それは差別ではないかなというような場合もございます。その場合はご本人と話をしながら解決に向けて進めていくというようなこともしております。ですから、これは差別ではないですかというような相談以外でも、当事者の方と接したりするときには、支援する側もそういう認識を持ってかかわっていくということは大前提であると考えております。</p>
会長	<p>当事者の申し立てについてはグループワークの中でも出されておりました。なかなか難しいことだというような意見も出ていたところもあります。ひきつづき考えていくということで、今の事務局のご説明でとりあえずはよろしいですか。</p>
委員	<p>はい、いいです。</p>
会長	<p>市役所も、当事者の方の申し立てがない場合でも、そういう差別がないかどうかを気にしながらこれからも仕事していきますということだったと思います。</p>
委員	<p>はい。いいです。</p>
会長	<p>またそういうご質問、ご意見があればお出しいただくということで、とりあえずこのあっせん案についてはここぐらいで区切らせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>ご異議がないようですので、次の議題に移っていただきたいと思います。これはまた、事務局からご説明していただきます。</p>
事務局	<p>8月29日にローズWAMで実施しました「障害者差別解消に係る相談対応研修」について報告させていただきます。まず研修の対象者ですが、こちらの協議会の委員の皆様と市の職員、相談支援機関の職員の方を対象としました。研修の目的は、障害者差別解消に係る相談対応に当たって、知っておくべき用語や具体的な事例というのを知ることによって実際の業務などで活用できるような基礎知識を習得するということを目的としました。</p>

	<p>研修では、まず障害者差別解消に係る相談対応の基礎知識というテーマで、障害福祉を担当されております大阪府の職員の方と広域支援相談員の方のお二人にお越しいただきまして講義をしていただきました。講義の後には、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」と障害を理由とする差別に関する相談の流れについて、それぞれ市の担当課の職員から説明しました。</p> <p>この研修の受講者数は104人で、内訳は協議会の委員の方が9人、市の職員が75人、相談支援機関の職員の方が20人でした。</p> <p>研修の受講後のアンケートをとったんですけれども、研修の満足度については「とても満足できた」という方と「やや満足できた」と回答された方が約86%いました。「あまり満足できなかった」という人たちが約14%でした。研修内容が業務に活用できるかどうかという質問については、「とても活用できる」と「やや活用できる」という人を合わせると約80%でしたが、「あまり活用できない」とか「活用できない」と回答した人も約20%いました。この20%の人たちには、恐らく窓口業務のない所属の職員も多く含まれているのかなというふうに推測されるんですけれども、窓口業務以外でも障害のある方と接する機会というのは多くありますので、業務内容にかかわらず、職員全員が自分に関係あることとしてこういう知識を持っておく必要があるんだなと認識してもらおうことが今後の課題と考えています。研修についての報告は以上です。</p>
会長	<p>ご報告ありがとうございます。次の議題に移らせていただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>次の議題です。関係機関より情報提供、これは事務局でよろしいでしょうか。</p> <p>本日お配りさせていただきました新聞記事ですが、ご提供くださいました委員からご説明をお願いしてもよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>よろしければ。</p>
委員	<p>1枚目は北海道の地震にかかわる記事ですが、いろんなことが出ています。気象庁の緊急会見に手話通訳がついていなかったのです。それでは全然わからないということで、最近気象庁が手話通訳をつけますということにな</p>

	<p>りました。2枚目、福島県郡山市の例です。災害時にはどのように対応しますかというので、今防災訓練をやっています。その際にビブスっていう、サッカー選手でもよく練習で着ていますよね、ゼッケンのようなものです。あれの色を分けて、通訳者とか要約筆記者とかが色分けのビブスを着て、あとはコミュニケーションボードを置いたりホワイトボードを置いたりして対応しているという話です。3枚目、東京都の差別解消条例で、民間事業者の合理的配慮が義務になりましたという記事です。4番目、前回の会でも事例報告をしましたが、また起こりました。富士サファリーパークで聞こえない人は聞こえる人が同伴でないとだめですと拒否されたのです。ふざけるなという話で、また県からの指導で入れるようになったのです。いろいろな注意事項をこれから社員教育の中で徹底して行いますということでした。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。前回もご提供いただいて、今回も非常にたくさん資料をいただきました。皆さん、後ほど詳しく読んでいただければと思います。ありがとうございました。</p> <p>では、その次、今後の予定についての連絡事項ということでよろしいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回の会議は2月20日水曜日に開催したいと考えております。会場は市役所ではなく男女共生センターローズWAMで、5階の501・502号室になります。また日が近づきましたらご案内を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>これで一応予定していた議事は全て終わったと思いますが、委員の皆さんから何かその他ということでご意見等ございましたらお出しいただければと思いますけれども、よろしいですか。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>情報提供の一つとして聞いていただけたらと思うのですが、実は11月3日に茨木市の70周年記念の式典がありまして、視覚障害者福祉協会も市長から感謝状をいただいたのですが、その式典において特別功労賞を受けられたパラリンピックで活躍された視覚障害者の方がいらっしゃるんですけれ</p>

	<p>ども、そういう人たちが表彰なり感謝状をいただく中で、茨木市は記念冊子などについて点字資料とか音声資料とか、そういうものを用意していなかったということがありました。それで私は、その冊子の編集が市のまち魅力発信課でしたのでそちらに問い合わせを入れましたところ、音声版についてはホームページで載せるようにしたいと考えていますが、点字版については今のところ考えていませんというふうにおっしゃったので、ぜひ前向きに検討してくださいというお願いをしました。70周年記念の式典の中でも、市の職員さんがプレゼンの中でこの条例のことも話しておられたにもかかわらず、そのお膝元で実際に実行されていないという現実があったことが、とても私としてはくやしいという思いをしましたので、そういうことが今後ないようにしていただけたらというふうに感想として持ちました。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>次回、2月20日に予定と言っていたんですけども、開始時刻等はまだ未定ということなんでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>開始時刻は今日と同じで、2時からということで予定しております。終了も3時半を予定しております。よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは一応これで終わらせていただいてよろしいでしょうか。本当に短時間ですけども充実したご意見もたくさんいただけたと思います。次回2月ということですけども、委員会で市として担うあっせんにかかわっての方向性についてはまだちょっと出口が見えているという状態ではありませんので、その辺の方向性をはっきりさせるというような宿題を、多分今日はいいただいたのではないかなと思います。余り時間をかけていくとあっせんの必要なときに対応ができませんので、ひょっとしたら臨時的に、あるいは少し回数を詰めてというような作業が必要になるのかもしれませんが、お忙しい中大変なお願いをしていますが、これからもどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。</p>